平成２１年（フ）第１１３６号
神戸市北区有野中町３丁目16番18―308号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町北本荘５丁目14番31号
債務者　東根　勝治
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５０号
神戸市中央区下山手通７丁目４番８号フェニックスハイツ山手802号
債務者　山本　龍晃
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６４号
神戸市垂水区神陵台１丁目１番13―527号
債務者　岡橋　孝則
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１７８号
神戸市垂水区舞子坂３丁目24番７号
債務者　山下とも子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０号
兵庫県宍粟市山崎町宇原143番地１
債務者　福井　茂樹
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１５号
山口県萩市大字堀内170番地６
債務者　斉藤　達夫
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第３３号
山口県長門市東深川414番地９
債務者　岩崎　裕美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第３４号
山口県長門市東深川414番地９
債務者　岩崎　徳文
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第３８号
山口県萩市大字浜崎町253番地１
債務者　末武　進二
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第５４号
山口県萩市大字椿東5005番地11
債務者　名和　初一
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第５５号
山口県萩市大字椿東5005番地11
債務者　名和　淳子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第５７号
山口県長門市東深川1190番地
債務者　大隅　由香
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第６０号
山口県萩市大字椿東315番地　県住中津江団地Ｆ棟107号
債務者　松浦　鐵矢
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第６１号
山口県萩市大字黒川691番地
債務者　藤田　　茂
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第６２号
山口県萩市大字椿東3111番地10
債務者　福永　信正
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第６５号
山口県萩市大字土原87番地２
債務者　石川　浩美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２０年（フ）第１５０号
山口県柳井市柳井2082番地
債務者　神本久美子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第８５号
山口県岩国市玖珂町584番地１
債務者　吉本　千草
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所岩国支部